厚生労働省発保１０３０第２０号

全国健康保険協会
理事長　北川　博康　殿

健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７条の３０の規定に基づき、別紙のとおり、令和７年度の健康保険事業と船員保険事業の業績の評価を行ったので、その結果を通知する。

令和８年１０月３０日

厚生労働大臣　　上野　賢一郎

（別紙）

全国健康保険協会の令和７年度における健康保険事業及び船員保険事業の業績に関する評価結果

令和８年10月30日
厚生労働省

Ⅰ．評価の視点

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療を享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。

こうした基本使命を踏まえ、保険者機能を十分に発揮するため、

・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
・加入者と事業主への質の高いサービスの提供
・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

を基本コンセプトとして、事業運営に取り組んでいる。

船員保険事業については、基本コンセプトに加え、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方も踏まえ事業運営に取り組んでいる。

これら協会に求められる使命等を踏まえ、健康保険法（大正11年法律第70号）第７条の30の規定に基づき、協会の健康保険事業及び船員保険事業の業績評価について、令和７年度事業計画に基づき実施した業務実績全体の状況にかかる「総合的な評価」と、同事業計画に掲げた各項目について、協会が設定する重要度及び困難度も踏まえた「個別的な評価」を行った。

評価にあたっては、協会において平成30年度より事業の達成度を測るための目標値として重要業績評価指標（KPI）を設定しており、その達成に向けて取組を行っていることからKPIの達成度合等を把握して評価を行うこととし、第三者の視点を取り入れた適切な評価を行うことを目的として、有識者を構成員とする「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、協会の当該事業年度の業績の評価及び分析等を行っている。

また、協会は公的医療保険において我が国最大の保険者であり、その財政運営などは、他の保険者の目印となる重要な位置づけにある。

本業績評価については、これらを踏まえて事業計画等の策定、見直し等に活用することにより、ＰＤＣＡサイクルの推進を図っている。

Ⅱ．総合的な評価

【評価　Ａ　】

各事業項目の個別的な評価は全 53 項目中、Ｓが０項目、Ａが 14 項目、Ｂが 37 項目、Ｃが２項目、Ｄが０項目となり、協会の令和７年度業務実績に関する評価の基準及び検討会における意見等に基づき、総合的な評価結果はＡとする。この評価結果を踏まえ、引き続き高い業務実績を堅持しつつ、我が国最大の保険者として加入者等の期待に応えられるよう事業運営に臨まれたい。

なお、個別的な評価結果は別添のとおりである。

［健康保険］

１．基盤的保険者機能関係について

保険者としての基本的な役割として、健全な財政運営のため、協会の保険財政について加入者や事業主に情報発信を行った他、業務処理体制の強化と職員の意識改革の徹底、現金給付等の適正化の推進、レセプト内容点検の精度向上、債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化、ＤＸの推進等、様々な取組を行った。

特に、令和８年度の保険料率の決定に向けて、将来に向け安定的な財政運営を図る観点から、中長期的な視点による健全な財政推計を行い、運営委員会及び支部評議会における議論のほか、協会を取り巻く社会情勢等を踏まえた上で総合的に判断し、これまでの健全な財政運営の努力の成果を加入者へ還元するために、平均保険料率の引き下げを決定したことに加え、都道府県単位保険料率の決定において柔軟に対応したこと、業務マニュアル等に基づく事務処理の徹底により業務の標準化・効率化を進め、職員の意識改革に取り組んだこと、電子申請の導入等によりサービス水準の向上を図ったこと、ＤＸの推進に取り組んだことを評価する。

今後とも健全な財政運営に努めるとともに、さらなる業務品質及びサービス水準の向上を図りつつ、現金給付等の適正化への取組と並行して、債権の早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施するなど、更なる基盤的保険者機能の強化を図られたい。

また、評価指標はできる限り定量評価を可能とするものとし、各事業の推進により、経年的に成果を上げている事業については、更なる保険者機能の強化に資する評価指標へ見直すことを検討されたい。

２．戦略的保険者機能関係について

保険者の基盤的な役割を果たした上で、より発展した保険者機能を発揮するため、本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能

力の向上や外部有識者を活用した調査研究成果の活用、好事例の横展開などの取組の他、保健事業の一層の推進、特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上、特定保健指導の実施率及び質の向上、重症化予防対策の推進、コラボヘルスの推進、医療資源の適正使用、地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信、インセンティブ制度の実施及び検証、広報活動を通じた加入者等の理解促進等、様々な取組を行った。

特に、医療費・健診データ等の分析能力を向上させ、その結果に基づく事業の好事例を他支部へ横展開することにより効率的・効果的な事業運営を実施したこと、女性特有の健康課題等に着目した特定健診項目の拡充やICTを活用した特定保健指導の遠隔面談の実施、健康宣言事業の推進等、加入者の健康づくりのために様々な事業を実施したこと、ジェネリック医薬品やバイオシミラーの使用促進など医療費適正化を推進したことを評価する。

今後は、特定健診及び特定保健指導の実施率の更なる向上に向けて、引き続き自治体などの関係機関と連携を強化するとともに、保健事業への取組と並行して、これまで実施してきたパイロット事業の効果検証も行いながら、先進的な事業の導入に取り組むなど、戦略的保険者機能の強化を図られたい。

また、評価指標はできる限り定量評価を可能とするものとし、保健事業の取組内容の質的向上に資する評価指標へ見直すことを検討されたい。

［船員保険］

１．基盤的保険者機能関係について

船員保険事業における基本的な役割として、健全な財政運営のため、船員保険財政等について被保険者及び船舶所有者に丁寧な情報発信を行った他、正確かつ迅速な業務の実施、適正な保険給付の確保、効果的なレセプト点検の推進、債権管理・回収と返納金債権の発生防止の取組強化、ＤＸの推進、高額療養費等の申請勧奨、無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業等の福祉事業の効果的な実施、サービスの改善や向上のための取組等、様々な取組を行った。

特に、マイナ保険証を基本とする仕組みへの本格的な移行に向けて、積極的な周知広報により、マイナ保険証の利用率を対前年同月と比べて大幅に上昇させ、また国全体の利用率を上回り、船員のマイナ保険証への理解を広く浸透させたことを評価する。

今後は、より一層マイナ保険証の利用を推進する他、令和８年１月に運用を開始した電子申請システムや公金受取口座支払いへの対応について周知等を積極的に行い、更なる基盤的保険者機能の強化を図られたい。

また、健康保険事業における基盤的保険者機能と同様、経年的に成果を上げている事業については、更なる保険者機能の強化に資する評価指標へ見直すこ

とを検討されたい。

２．戦略的保険者機能関係について

保険者として、より発展的な機能を発揮するため、特定健診等の推進、特定保健指導の実施率の向上、加入者の健康意識向上に対する支援の実施、加入者の禁煙に対する支援、船舶所有者の健康意識向上に対する支援、船舶所有者とのコラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品やバイオシミラーの使用促進、船員保険制度に関する情報提供・広報の充実、調査・研究の推進等、様々な取組を行った。

特に、船舶所有者とのコラボヘルスの更なる推進のため、国土交通省や水産庁などの関係機関と連携を図り、「船員の健康づくり宣言」に関する周知広報を実施したことや船員の特殊性を考慮して、睡眠とメンタルヘルスや生活習慣病等との関連に着目した睡眠に関する調査・研究を推進したことを評価する。

今後は、加入者、船舶所有者等に対する支援の強化に努めつつ、被保険者の乗船スケジュールに合わせた検診車を用いた巡回健診や、自治体と協働した集団健診の開催拡充、特定健診当日の初回面談実施の促進、ＩＣＴによるオンライン面談の実施の拡充、加入者に対する効果的な受診勧奨及び通知方法の工夫等により、特定健診・特定保健指導の実施率の向上等に取り組むなど、船員ならではの健康状態や生活習慣に応じた保健事業の設計を行うことで、更なる戦略的保険者機能の強化を図られたい。

［組織・運営体制関係］

保険者機能を最大限発揮するため人材育成と組織体制の強化を図るべく、人事制度の適正な運用と新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置、人材育成や働き方改革の推進、風通しのよい組織づくり、支部の業績向上に向けた支部業績評価の実施、内部統制の強化、個人情報保護や法令等規律遵守の徹底、災害等への対策、情報セキュリティ体制の整備、費用対効果を踏まえたコスト削減等に努めた。また、協会システムの安定運用、制度改正等に係る適切なシステム対応、業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上、中長期を見据えたシステム対応の実現等、様々な取組を行った。

特に、複線型の人事制度の導入による専門職登用や若手職員や女性職員などの多様な人材の管理職登用を進めたこと、電子申請システムやスマートフォン用アプリケーション「けんぽアプリ」の構築などデジタル技術を最大限に活用し協会におけるＤＸを推進したことを評価する。

引き続き、個人情報保護や法令等規律遵守、事務処理誤り等の再発防止の徹

底に努めるとともに、生産性の向上と、意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりに向け、仕事と生活の両立などの職員のニーズなども踏まえた戦略的な人員配置と働き方改革を進めるとともに、職員のモチベーションとスキルの向上につながるよう、人材育成や組織体制の強化を図られたい。

また、協会が重点施策と位置づけている戦略的な人員配置や計画的な人材育成による成果等を的確に把握できるよう、定量的な評価指標を設定することについて検討されたい。

（別添）

全国健康保険協会の業績に関する評価（個別的な評価）

［健康保険］

１．基盤的保険者機能関係

Ⅰ）健全な財政運営

令和８年度保険料率を決定するにあたり、幅を持った試算等による５年収支見通しを提示した上で、今後の保険料率や準備金のあり方の基本的な考え方も示しながら丁寧な説明・対応を行った。運営委員会等ではそれぞれ意見があり、それらの意見を踏まえた上で、中長期の収支見通し、政府で進めている全世代型社会保障の実現に向けた改革や医療保険制度を取り巻く環境、社会・経済情勢などを総合的に勘案し、協会発足以降初の引下げとなる、保険料率 9.90％とすることを決定した。一方、都道府県単位保険料率では、平均保険料率が 0.1％下がってもなお前年度より引き上げとなる見込みの７支部について、複数年度で調整して平準化することを可能とする法令上の整備がなされたことを総合的に勘案し、丁寧な説明と支部評議会の意見聴取を行った上で、該当７支部の令和８年度都道府県単位保険料率は据え置くことで厚生労働大臣の認可を受けた。

その他、中長期的な協会の保険財政や保険料率の上昇を抑制するための取組を伝えるため、保険料率の設定の仕組み等を最重点広報テーマとして、加入者及び事業主の方々へ周知するとともに、日本商工会議所等と協力し、機関誌やホームページ等に記事を掲載いただくなど積極的に情報発信を行った。

各支部においては、第８次医療計画及び第４期医療費適正化計画の２年目として、データ等を活用した意欲的な意見発信を行った。

【重要度　高　】

約 4,000 万人、約 260 万事業所が加入する協会は、被用者保険の最後の受け皿として公的な使命を担っており、安定的かつ健全な財政運営を行うことは重要度が高い。

【困難度　高　】

協会の財政は、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造は解消されていないことに加え、高齢化の進展に伴う高齢者医療費の増大により、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれるなど、今後も楽観を許さない状況である。より一層の医療費適正化に取り組み、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくため、事業主や加入者の理解や協力を得て平均保険料率を決定することは、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

令和８年度の保険料率の決定にあたり、運営委員会及び支部評議会で様々な意見がある中、運営委員会委員の意見を踏まえながら、収支見通しの追加試算を用いるなど丁寧な説明・対応により、運営委員会等の場で十分に議論を尽く

し、将来に渡り安定した財政運営を図る観点と医療保険制度を取り巻く環境、社会・経済情勢などを総合的に勘案し、平均保険料率を決定したことを評価する。

健全な財政運営を維持できるよう、経済情勢等を踏まえた医療費の動向について、引き続き中長期的な視点にたってより精緻に分析するとともに、支部間格差の解消も踏まえた医療費適正化対策等の取組を推進し、それら取組が保険料率の上昇の抑制に繋がるといった観点を事業主や加入者へのきめ細やかな情報発信に取り組むなど、健全な財政運営に努められたい。

Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上

①業務処理体制の強化と意識改革の徹底

業務マニュアル等に基づく事務処理を徹底した適用・徴収業務及び現金給付業務の実施、加入者サービス向上のための職員の意識改革と担当業務の多能化を進め、最適な事務処理体制の構築に取り組んだ。

また、全国業務部長会議で業務効率化について議論するとともに、各支部で業務処理体制の見直し計画を策定した他、本部が支部を訪問し、支部の業務進捗状況等を把握したうえで、支部管理者へ助言・指導を行うことで、マネジメント強化に努めた。

【困難度　高　】

業務改革の推進の実現には、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進し、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるにはステップを踏みながら進める必要があるが、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

事務処理体制の強化と統一的な事務処理の徹底により生産性の向上を図ることで、現金給付の申請件数が年々増加している中、支払いまでの平均所要日数の短縮など、加入者サービスの向上として結果が出ていることを評価する。

引き続き、各支部の業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、個人及び組織の生産性向上に努められたい。

Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上

②サービス水準の向上

健康保険傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費）の申請書の受付から支給までの所要日数について、10 日間以内をサービススタンダードとすることで、サービスの向上を図っている。

令和７年度の対象現金給付の総件数は約 235 万件であり、前年度より約 13 万件増加しているが、業務の標準化・効率化等による事務処理体制の改善を行うことにより、サービススタンダードの達成率は 100%を達成し、申請受付から支払までの平均所要日数は 5.50 日（令和６年度 5.63 日）となり、KPI（７日以内）を達成した。

また、各種給付金申請は郵送可能な他、電子申請も利用できることをホームページ等により積極的に広報を行い、申請書類の窓口受付割合は 4.0%となり、KPI（4.2%以下）を達成した。

その他、22 ヶ国語での問い合わせ対応や申請書へ翻訳文が表示される二次元コードの貼付など多言語へ対応した他、マイナンバーに関する問い合わせにオペレーターが直接テキストで会話する「有人チャット」を開設した。

また、支部の電話対応をモニタリング調査した結果、総合満足度は 87.2%と高い水準を示した他、チャットボット利用後に表示されるアンケートでは、約 70%の利用者から満足との回答を得られた。

【困難度　高　】

現金給付の申請数は年々増加している中、サービススタンダードを遵守していくには、常時、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直しなど、審査処理水準を維持していく必要があることに加え、電子申請の充実などの申請者への利便性向上を図りながら、サービススタンダード 100%を達成することは、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

サービススタンダードの達成率 100%を実現するとともに、平均所要日数では目標を大幅に上回る水準である他、電子申請の導入などの効果もあり窓口受付率は前年度からの低下がみられおり、全ての項目において KPI を達成していることを評価する。

また、その裏付けとして、お客様満足度は高い水準が維持できている。

引き続き、迅速かつ丁寧で分かりやすい対応に努め、加入者に満足いただけるサービスの提供を継続されたい。

なお、本事業における目標達成度合いは高い水準にあるため、今後、更なるサービス水準の向上を適切に評価できる KPI の設定について検討されたい。

Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上

③現金給付等の適正化の推進

傷病手当金・出産手当金の支給申請において、再就職が疑われる事案や支給決定後に遡及して標準報酬月額が改定された事案などの調査を行い、166 件・約 1,800 万円（令和６年度 133 件・約 2,200 万円）の返還請求を実施した。

併せて、柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出するなど審査強化を行った結果、柔道整復施術療養費の支給件数約 1,440 万件に占める多部位かつ頻回受診の割合は 0.77%（令和６年度 0.01%）となった。

また、現金給付等の適正化の推進に向けて、若手職員への基礎研修を年４回開催するとともに、現金給付に関する知識習得に留まらず、日本年金機構へ講義を依頼し、適用・徴収・年金給付への理解を深めるなど、審査の基礎力向上に努めた他、海外療養費や海外出産による出産育児一時金において、不正請求を防ぐ観点から、渡航期間の確認や現地医療機関の出産証明などの添付を徹底し審査の厳格化に努めた。

【評価　Ｂ　】

現金給付の適正化を図るため、加入者へ傷病手当金と障害年金との併給調整に関する制度周知等の基本的な取組を着実に実施している他、海外療養費などの審査が容易ではない給付金審査の厳格化や柔道整復施術療養費の適正な患者照会など、給付の適正化を着実に実施していることを評価する。

また、経験年数の浅い若手職員への基礎研修の実施により、審査業務の正確性と迅速性を高める取組に加え、適用・徴収などの健康保険制度への理解を深め、審査職員の基礎力向上を狙う取組についても評価する。

引き続き、着実な審査による現金給付等の適正化に努めるとともに、抑止効果として協会が行う不正対策への取組を広く周知することも検討されたい。

Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上

④レセプト内容点検の精度向上

各支部における「レセプト内容点検行動計画」に則り、システムを最大限に活用して点検を強化するとともに、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先的・重点的に行うことで、効果的かつ効率的な点検を実施した。

また、レセプト点検員の点検スキルの向上を図るため、外部講師による研修や個別課題に応じた勉強会を実施した他、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）と毎月定例協議を行い、審査結果に関する疑義の解消を図るなど、審査の効率化・高度化に取り組むことで、査定率の向上に努めた。

こうした取組により、協会単独の査定率は 0.128%（令和６年度 0.131%）となり KPI の達成には至らなかったものの、再審査レセプト１件あたり査定額は 10,017 円（令和６年度 9,908 円）と KPI（対前年度以上）を達成した。

【困難度　高　】

支払基金では、保険者からの再審査申出の結果や査定となった事例をＡＩに学習させ審査に活用しているため年々審査精度が向上することに加え、協会が

行う再審査における点検業務は既に高い水準にある状況の中、目標とする対前年度査定率等を達成することは、困難度が高い。

【評価　B　】

システムを最大限に活用するとともに、点検員のスキル向上を図るなど、レセプト点検の精度向上に努めた結果、再審査レセプトの査定額についてKPIを達成したことを評価する。

また、協会単独の査定率については目標達成には至らなかったものの、その結果は他の保険者に比べ非常に高い水準であり評価に値する。引き続き、点検の効率化と質の向上へ向け、点検員のさらなるスキル向上に向けた研修や効果的なレセプト点検の推進に努められたい。

なお、審査環境や状況の変化していることも踏まえ、KPIは達成可能な適正な目標値に設定することを検討されたい。

Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上

⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

各支部で策定する債権管理・回収計画に基づき、返納金債権発生時には速やかに納付書を送付するとともにシステムを活用して債権管理の徹底を図った他、弁護士による返納催告等業務委託について、本部で統一の仕様書を示すことにより、業務の効率化及び標準化を図った。

また、特殊性、専門性を有する債権管理回収業務を担う中核的な人材を育成するため、法的手続の知識・スキル向上を主なテーマとした債権担当者研修会を開催した。

その結果、債権回収件数は199,019件（前年度198,842件）、回収金額では94.1億円（前年度84.3億円）と共に増加したが、KPIとして設定した債権回収率は63.70%（前年度66.20%）と目標達成には至らなかった。

【困難度　高　】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権について、審査支払機関におけるレセプト振替サービスの拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれるため、債権回収率のKPIを達成することは、困難度が高い。

【評価　B　】

返納金債権の回収に重要な早期の初動対応を実施している他、業務委託の仕様書の統一化により、業務の効率化及び標準化を図ったことや債権管理回収業務の中核を担う人材育成など、組織として戦略的に債権回収に取り組んでいることを評価する。

一方、KPIは未達成であったことから、返納金債権の発生件数・発生金額が増加している中でも確実に債権回収につなげられるような効果的な取組にも

努められたい。

Ⅲ）ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進

令和７年 12 月２日に保険証の経過措置期間が終了したことに伴い、マイナ保険証を保有していない加入者（約 1,200 万人）へ資格確認書を送付した他、マイナ保険証の利用促進に向けて、特設ページの作成、Ｗｅｂバナー広告、新聞広告、チラシ・リーフレットの作成などを行い、あらゆる機会を通じて事業主・加入者への周知広報を実施した。

こうした取組により、令和８年３月末時点でのマイナ保険証利用率は 71.61％（国全体の利用率 67.21％）であった。

その他、令和８年１月から電子申請を導入するとともに、協会けんぽ初のスマートフォンアプリの「けんぽアプリ」をリリースし、加入者の利便性向上と業務効率化の双方に大きく寄与した。

【重要度　高　】

従来の健康保険証の経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、加入者が安心して医療機関等へ受診できるよう資格確認書を発行すること、また、デジタル・ガバメント実行計画により 2025（令和７）年度末までに電子申請システムの導入が求められている中、確実にシステム構築と申請受付を実行しなければならないことから、重要度が高い。

【困難度　高　】

従来の健康保険証の経過措置期間が満了しても、加入者が適切な保険診療を支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせを着実かつ円滑に発行する必要があることに加え、マイナ保険証の利用促進には、医療機関や薬局、国等が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行し、全ての加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備するため、マイナ保険証を保有していない加入者へ資格確認書を確実に送付したことを評価する。

また、マイナ保険証のより一層の利用促進に向けては、コールセンター等での加入者対応の改善、Ｗｅｂ・新聞広告やリーフレット等を活用した周知広報など、あらゆる手段を活用した結果、マイナ保険証利用率が国全体の利用率を上回ったことを評価する。引き続き利用率の向上に向けて主体的に取り組まれたい。

他方、電子申請の導入や「けんぽアプリ」のリリースにより、加入者の利便性を向上させるとともに、業務効率化するなどＤＸ推進における重要な取組を

進めたことを評価する。

なお、本項目において定量的な評価指標を設定することが可能なものについては積極的に目標値を設定することを検討されたい。

２．戦略的保険者機能関係

Ⅰ）データ分析に基づく事業実施

①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

医療費等分析として、本部においては、各支部で医療費の特徴を把握できるようにするための支部毎の医療費の分析結果を展開する他、生活習慣から分かる健康度の分析情報についても展開するとともに、支部においては、居住地・勤務先の業態等の加入者情報を活用した分析を実施した。

その他、調査研究フォーラムを開催し、本部・支部での分析成果の発表や外部有識者を活用した委託研究の報告を行い、より多くの方に調査研究の成果を発信するとともに、「令和７年度協会けんぽ調査研究報告書」の公表等を行った。

また、職員の統計分析能力の底上げを図るため、本部・支部が傍聴できるオンライン形式で臨床やデータ分析分野の専門家による講演会の開催、近隣支部の担当者意見交換できる体制の構築などに取り組むとともに、階層別研修にもデータの分析手法等を取り入れた。

【重要度　高　】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から、重要度が高い。

【困難度　高　】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められること、また、外部有識者の知見等を協会の事業へ適切に反映させるためには、医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

本部・支部において、協会の保有するデータの特徴を活かした分析の実施、関係団体や研究者とも連携した研究成果の発表、職員のデータ分析能力の底上げを図るための研修を実施したことを評価する。

引き続き、伸ばすべき能力を定義した上で職員の分析能力の底上げを図りながら、データ分析等により得られるエビデンスに基づき、効果的・効率的な事業の実施に努め、医療費適正化や健康づくり健全な財政運営の確保に繋げられ

たい。

なお、外部有識者を活用した委託等について、成果を協会事業へ迅速に反映させるために、必要に応じて公募要件等において委託期間を限定するなどの条件設定を検討されたい。

Ⅰ）データ分析に基づく事業実施
②外部有識者を活用した調査研究成果の活用

外部有識者を活用した委託研究について、令和４年度に採択した委託研究４件について、調査研究フォーラムへ最終報告を行うとともに、協会事業への活用について議論を行った。

その他、令和５年度及び令和６年度に採択した委託研究のうち４件については、進捗確認・審査を行い、研究を継続している。

【重要度　高　】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに効果的・効率的に事業を実施する観点から、重要度が高い。

【困難度　高　】

外部有識者の研究成果を協会事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や研究への助言等を行う必要があることから、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

調査研究について、新しい分野や成果を見据えたテーマ設定をするなど、効果的に協会事業へ活用できるよう取り組んでいることを評価する。

引き続き、適切な進捗管理に努め、委託研究の成果を協会が実施する取組の改善や新たな事業の実施に繋げるとともに、保険者運営に有益な分野に関する調査研究テーマの募集についても検討されたい。

Ⅰ）データ分析に基づく事業実施
③好事例の横展開

パイロット事業として令和６年度に実施した「バイオシミラー情報提供ツールを活用した医療機関へのアプローチ事業」を全国展開した。

また、保険者努力重点支援プロジェクトとして、都道府県単位保険料率が高い水準で推移している３支部で保険料上昇の抑制が期待できる事業を引き続き実施するとともに、対象３支部が共通事業として実施する「胸部エックス線検査結果に基づく受診勧奨事業」を全国展開した。

その他、地域保険と連携した保健事業の協働実施に取り組んだ。

【重要度　高　】

被用者保険と地域保険が連携して生活習慣病予防・健康づくりを進めるとともに、医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析等から得られるエビデンスに基づき、効果的・効率的に事業を実施することは、加入者の健康度の向上と協会の健全な財政運営を確保する観点から、重要度が高い。

【困難度　高　】

地域保険の運営等を担う多くの関係機関と調整等を図りながら事業を進める必要があることに加え、医療費や健診結果等のビックデータから加入者や地域の特徴を把握するためには、統計・医療に関する高度な知識が必要となることから、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

パイロット事業を着実に全国展開へ繋げた他、保険料率上昇抑制に着目した事業へ取り組んだことを評価する。また、地域保険との制度を超えた好事例の展開に向けた取組を拡大したことを評価する。

好事例を横展開するうえで、パイロット事業として実施・効果検証することは、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要な取組であり、引き続き、先進的な事業の導入に向けて積極的に取り組まれたい。

Ⅱ）健康づくり

①保健事業の一層の推進

６年間の中期計画である第３期データヘルス計画では、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱として、２年目の令和７年度では、支部において計画に基づく取組を着実に実施するとともに、上半期の事業実績に基づいて、より実効性の高い取組を行うために来年度に向けて計画の見直し等を行った。

支部においては、情報系システムを活用して特定健診や重症化予防対策等の実績の進捗管理や実施結果の要因分析等を行うとともに、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「質問票データ分析報告書」を活用して各支部の特徴を把握し、データヘルス計画の策定・見直しや実施結果の検証等を行った他、保健事業における各支部の立ち位置を見える化した「支部別スコアリングレポート」等を参考に支部での健康課題について、保険者協議会の場やホームページ等で意見発信や広報を行った。その他、健診機関別の健診実施件数や生活習慣病リスク保有者の割合等に関する直近の状況が把握できる「健診機関レポート」を作成し、健診機関との打ち合わせ等に活用した。

また、体制強化ため各支部２名以上の保健師の配置を目指し採用活動を進め、

令和７年度において新たに 12 名の保健師を採用した他、ブロック単位による地域別研修を実施した。

【評価　Ｂ　】

第３期データヘルス計画の２年目として、計画に基づく事業を着実に実施するとともに、「支部別スコアリングレポート」などの各種資料を用いて、支部での健康課題を客観的に把握・分析し、ＰＤＣＡサイクルによる効果的・効率的な事業実施に努めたことを評価する。

また、保険者機能の強化として、採用活動の強化や職員研修など、体制整備に努めたことも評価する。

引き続き、支部への有効なデータ提供と具体的な取組事例の共有等により、支部間の格差の解消とともに、保健事業の充実・強化に努められたい。なお、支部別スコアリングレポートや健診機関の選定に資する情報などの加入者にとって有益な情報は全ての支部で公開されるよう検討されたい。

Ⅱ）健康づくり

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

生活習慣病予防健診の受診率向上のため、付加健診の対象年齢の拡大について健診６団体や業界団体へも広報等の協力依頼を行った。

支部においては、生活習慣病予防健診の未受診者が多い事業所や新規加入の事業所に対し、訪問や文書・電話による受診勧奨を行うとともに、関係団体と協力して広報の充実を図った他、被保険者が利用しやすい土日祝日にも健診を実施した。更に、受け入れ枠の拡大等について健診機関と意見交換を行うなど、受診環境の整備に取り組んだ。

事業者健診データの取得向上に向けて、労働局や自治体と連名で受診勧奨通知を発出する他、事業所への訪問や電話による勧奨や外部委託による勧奨も実施した。

被扶養者の特定健診については、協会が主催する集団健診において「骨粗鬆症検診」、「歯科検診」、「眼底検査」をオプション健診として実施した他、自治体の集団健診やがん検診との同時実施を進め、令和７年度においては 1,251 市区町村において集団健診と特定健診の同時実施が可能となった。

こうした取組を実施した結果、健診実施者数は 12,794,897 人（KPI は 12,257,614 人以上）、生活習慣病予防健診実施率は 59.7%（KPI は 63.5%以上）、事業者健診データ取得率は 7.8%（KPI は 9.0%以上）、被扶養者特定健診実施率は 29.4%（KPI は 31.6%以上）となり、KPI は４項目中１項目の達成にとどまった。

【重要度　高　】

特定健診は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）に基づき保険者に実施が義務づけられており、国の指針において特定健診実施率の目標値（70%）と示されていることから、重要度が高い。

【困難度　高　】

１事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である中、国が示す目標値を達成することは、困難度が高い。

【評価　Ｂ　】

生活習慣病予防健診における付加健診の対象年齢の拡大の周知や、被扶養者の特定健診と自治体の集団健診との同時実施の拡充により、受診機会の拡大に努めたこと、また、事業者健診データ取得にかかる積極的な周知広報を実施したことを評価する。

生活習慣病予防健診及び被扶養者特定健診の実施率は過去最高となったものの、KPI は未達成であるため、引き続き、加入者への周知広報や、事業所及び健診機関、自治体などの関係機関との連携強化に努められたい。また、目標達成に向けた取組を着実に進め、国が示す受診率目標を達成すべく、受診率が高水準で達成出来ている他保険者等の事例分析、外部有識者の調査研究事業の成果を基にした新たな取組についても順次検討、実施されたい。

II）健康づくり

③特定保健指導実施率及び質の向上

支部の幹部職員が中心となって事業所を訪問し、健診・保健指導カルテや事業所カルテを活用しながら特定保健指導の利用勧奨を行うとともに、保健指導専門機関等への外部委託も活用し特定保健指導実施率の向上に努めた。

契約未締結の健診機関や、契約を締結しているものの特定保健指導の実施率が低い健診機関に対し、実施率が高い健診機関の創意工夫ある実施事例をまとめた事例集を作成のうえ契約勧奨に活用するなど健診機関の拡充等に努めた他、初回面談の実施を推進するよう健診機関へ積極的な働きかけを行った。

こうした取組を実施した結果、特定保健指導実績評価者数は 497,328 人（KPI は 448,832 人以上）、特定保健指導実施率は被保険者が 21.7%（KPI は 24.3%以上）、被扶養者が 19.9%（KPI は 19.4%以上）となり、KPI は３項目中２項目達成した。

【重要度　高　】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の

ＱＯＬの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高確法に基づき保険者に実施が義務づけられており、国の指針において特定保健指導実施率の目標値（35%）が示されていることから、重要度が高い。

【困難度　高　】

特定健診と同様、１事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である中、国が示す目標値を達成することは、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

事業所カルテ等のデータを活用した効果的・効率的な勧奨に加え、健診機関の拡充や初回面談実施への働きかけなどの利便性の向上を図る取組を行ったことを評価する。

なお、特定保健指導実施率は、国が示す目標には達していないため、引き続き特定保健指導の実施率向上に資する環境整備を進めるとともに、加入者や事業主に対して特定保健指導を受診する重要性について周知広報を行い、特定保健指導の実施率の更なる向上に取り組まれたい。

また、特定保健指導の利用促進に係る効果的な施策の検討及び横展開を実施されたい。

Ⅱ）健康づくり

④重症化予防対策の推進

生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・脂質等の数値が一定基準以上で、健診前月から健診後４ヶ月間に医療機関を未受診かつ健診時の問診で服薬無しと回答した加入者約 84.6 万人に対し、本部から医療機関受診の一次勧奨を実施した。

また、より重症域の加入者に対しては、支部より外部委託も活用した電話・文書・面談等による二次勧奨を行った。

その結果、健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合は34.2%（約 31.5 万人）となり、KPI（33.8%以上）を達成した。

【重要度　高　】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から、重要度が高い。

【評価　Ｂ　】

自治体等との連携や外部委託も活用しながら、要受診者や治療中の糖尿病性腎症患者等への受診勧奨に取り組んだことを評価する。

引き続き、未受診者の受診勧奨として、事業の重要性を踏まえた対象者の行

動変容に資する周知広報を実施するとともに、更なる受診率の向上に向けて、勧奨対象者や勧奨時期について効果検証するとともに、検証結果や支部別の地域差も踏まえて効率的・効果的な取組を進められたい。

Ⅱ）健康づくり

⑤コラボヘルスの推進

健康宣言事業所の取組を一層推進するため、各支部が健康講座の実施や取組の好事例をまとめた事例集の提供を行うなどの取組支援に努めた他、自治体との共同による健康宣言事業所の表彰を行う等、地域の自治体や関係団体と連携した取組を行った。

また、日本商工会議所と連携して健康経営に関するセミナーの開催、バス・トラック等の業界団体と協力し特定健診・特定保健指導の実施率の向上等に関する周知広報の他、メンタルヘルス対策として労働者健康安全機構との連携強化に取り組んだ。

これらの取組により、令和７年度末の健康宣言事業所数は 115,407 事業所（令和６年度末 105,343 事業所）へ増加し、KPI（106,000 事業所以上）を達成した。

【重要度　高　】

健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示され、日本健康会議の宣言においても保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする目標が掲げられるなど、コラボヘルスの推進は国を挙げての取組となっていることから、重要度が高い。

【評価　Ｂ　】

健康宣言事業所数が増加したことに加え、健康宣言事業所へのフォローアップの拡充や健康宣言の標準化を図ったこと、また、ポピュレーションアプローチとして、特定健診・特定保健指導、コラボヘルスの周知や業界特有の健康課題に対する取組を実施したことを評価する。

引き続き、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化や、ヘルスリテラシー向上のためポピュレーションアプローチを更に推進することにより、加入者の健康づくりに資する取組を推進されたい。

なお、KPI の設定にあたっては、健康宣言項目に対応した目標値の設定も検討されたい。

Ⅲ）医療費適正化

①医療資源の適正使用

ジェネリック医薬品の使用促進において、支部間格差を偏差値等で可視化した「ジェネリックカルテ」等により、使用促進の阻害要因を把握するなど、データに基づく効果的な取組を推進した。

また、医療機関・薬局に対しては、個別機関ごとのジェネリック医薬品の使用割合や地域での立ち位置等を可視化した「医療機関・薬局向け見える化ツール」をもとに、約 13,190 医療機関、約 28,410 薬局に利用促進の働きかけを行うとともに、加入者に対しては、服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り換えた場合の自己負担額の軽減可能額をお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知サービス」を６支部の加入者を対象に約２万６千件通知した。

これらの取組の結果、全支部のジェネリック医薬品使用割合は 80%以上かつ対前年度以上に達しており、KPI を達成し、令和７年度末での協会全体におけるジェネリック医薬品の使用割合は数量ベースで 90.4%となった。また、KPI を設定した金額ベースの使用割合は 67.2%となり、KPI（66.3%以上）を達成した。

バイオシミラーの使用促進については、令和６年度に実施したパイロット事業の知見を活かし、地域の使用状況の比較を分析結果にまとめた資料を作成し、全支部において医療機関や都道府県薬剤師会等へ働きかけを行った。

こうした取組より、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数は、全体の成分数の 33%となり、KPI（21%以上）を達成した。

【重要度　高　】

国が示す新目標として、「医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを 2029 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」とする主目標並びに 2029 年度末までに「バイオシミラーが 80%以上を占める成分数が全体の成分数の 60%以上」とする副次目標及び「後発医薬品の金額シェアを 65%以上」とする副次目標が定められていることから、重要度が高い。

【困難度　高　】

すでに非常に高い水準である協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）を対前年度以上とするためには一層の努力が必要となる。また、副次目標の金額ベースの目標達成に向けては、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や特有の事情を踏まえた使用促進策を検討する必要があり、医療関係者への働きかけには、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーについて、医薬品の供給不安などの協会だけでは対応できない影響も受けることから、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

データを用いた資料等により、加入者や医療機関・薬局への効果的な取組の

結果、全支部において80%以上かつ対前年度以上の使用割合を達成した他、協会全体平均としても対前年度の割合を上回ったことを評価する。

また、バイオシミラー使用促進については、専門的な医薬品の知識が必要となる中、レセプトデータ分析による資料をもとに、効果的な取組により目標を達成したことを評価する。なお、バイオシミラー使用状況は国の定める目標を達成できるよう、引き続き効果的・効率的な取組を推進されたい。

Ⅲ）医療費適正化

②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

第８次医療計画及び第４期医療費適正化計画に基づき、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）や保険者協議会等において都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、データ分析結果を提出するなど積極的な意見発信を行った。調整会議は、令和７年度末時点で参加可能な223区域に参加し、医療提供体制や医療費等の状況に関する課題を捉え、データに基づく議論を積極的に促した。

また、厚生労働省が開催する社会保障審議会医療保険部会、介護保険部会、介護給付費分科会、中央社会保険医療協議会等の各種会議体において、医療保険制度の見直し等に向けた意見発信を行った。

【重要度　高　】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

【評価　Ｂ　】

国の審議会・調整会議等の場で、積極的にデータ分析に基づく効果的な意見発信を行ったことを評価する。

引き続き、国・地域における各種審議会等への参画を推進するとともに、実施事業が実績に与える変化も踏まえてデータ分析を行い、持続可能な医療保険制度並びにより質の高い医療提供体制の構築に向けて積極的な意見発信に努められたい。

Ⅲ）医療費適正化

③インセンティブ制度の実施及び検証

支部毎の加入者や事業主の行動を評価し、その結果に応じたインセンティブを令和８年度の都道府県単位保険料率へ着実に反映した。また、インセンティブ制度の実効性を高めるために、加入者及び事業主へ制度の仕組みや意義を理

解していただけるよう、リーフレットやメールマガジンなど、様々な媒体を通じて周知広報を行った。

令和７年 11 月開催の運営委員会において、令和６年度における各支部の取組実績を報告するとともに、ランキング上位 15 支部に対しインセンティブによる引き下げを都道府県単位保険料率へ反映した。引き下げ効果は最大で 0.21％（新潟支部）であった。

【評価　Ｂ　】

インセンティブ制度を着実に実施するため、運営委員会での議論を経て、令和８年度都道府県単位保険料率に反映させるとともに、各支部において必要な広報を適切に実施したことも評価する。

今後、インセンティブ制度の積極的な周知広報を通じて、支部内の加入者及び事業主の健康づくりの取組を促し、制度の実効性を高めるとともに、インセンティブ制度の効果検証を行い、支部の意見も踏まえつつ、より効果的な評価指標等についても検討や議論を進められたい。

Ⅳ）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

統一的・計画的な広報を実施するため、「広報基本方針」に基づき広報計画等を策定し、最重点広報テーマや特別広報テーマを定めた上で、Ｗｅｂ広告、新聞、テレビ及びラジオ等の多様なメディアを活用した広報を実施した。

また、協会ホームページでは、誰にとっても使いやすく簡単・快適に使えることをコンセプトに令和８年３月に全面リニューアルを実施し、利用者の利便性の向上を図るとともに、支部において SNS を活用し、季節の健康情報等の情報発信を行った。

これらの取組を進めた結果、協会ホームページへのアクセス数は１億 2,596 万にとどまり、KPI（1 億 3,700 万以上）は未達成、SNS での毎月の情報発信は、全支部において達成となった。

健康保険委員の委嘱について、より多くの方に担っていただくため、大・中規模事業所を中心に電話や文書、訪問による委嘱依頼を行った結果、令和７年度末時点で約 37.3 万人（令和６年度末約 35.3 万人）に増加した。健康保険委員がいる事業所の被保険者数は約 1,433 万人で委嘱率は 55.4％（KPI は 54.0％以上）、委嘱事業所数は 346,949 事業所（KPI は 328,886 事業所以上）となり、ともに KPI を達成した。

その他、加入者及び事業主とのコミュニケーションを一層深めていくために、職員参加型のワークショップで考案した「コミュニケーションロゴ」及び「タグライン」を新規作成するなど、わかりやすい広報資材を制作した。

【評価　Ｂ　】

協会として統一的・計画的な広報に努め、広報基本方針に基づいて策定した広報計画に沿って着実に取組を進めたことを評価する。

また、委嘱拡大に向けた積極的な取組により、健康保険委員の委嘱率・委嘱事業所数ともにKPIを達成したことを評価する。

引き続き、加入者や事業主の視点に立った分かりやすい広報により一層努め、SNSの活用なども含めて、必要な方が必要な情報にアクセスできる環境を整備されたい。また、健康保険委員について、委員の取組による効果を分析し、どのようなアプローチがより有効で効果的であるか検討するとともに、検討状況に応じて適切な指標を設定されたい。

［船員保険］

（１）基盤的保険者機能関係

①健全な財政運営の確保

令和８年度の保険料率については、令和９年度から令和 13 年度の中期的収支見通しとして、従来型の試算に加え、平均標準報酬月額を厳しく見た試算など複数の試算を提出し、船員保険協議会でご議論いただいた上で決定した。

また、決算状況や事業運営状況等について、すべての被保険者及び船舶所有者に対し「船員保険通信」によって情報提供するとともに、ホームページによる情報発信も行った。

【重要度　高　】

船員保険は、船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、安定的かつ健全な財政運営を行うことは重要度が高い。

【評価　Ｂ　】

中期的収支見通しにおいて、複数の試算を提出した上で、船員保険協議会でご議論いただき、中長期保険料率を決定し、将来に向かって安定した財政運営が行われていること、被保険者や船舶所有者に対して、丁寧な説明や情報発信を行っていることを評価する。

引き続き、中長期的な視点に立った安定した財政運営を図るとともに、被保険者や船舶所有者に対する情報発信を丁寧に行うことで財政状況等をご理解いただき、健全な財政運営の確保に努められたい。

（１）基盤的保険者機能関係

②正確かつ迅速な業務の実施

職務外給付については、申請書の受付から振込までの期間を 10 営業日以内とするサービススタンダードを設定し、迅速な対応に努めている。令和７年度

のサービススタンダードの達成率は、100％であり、平均所要日数は 5.96 日（令和６年度は 6.17 日）であった。

また、給付の申請内容に疑義が生じた場合には、被保険者本人への照会や審査医師への相談を行い、職務外の事由による傷病手当金等の適切な給付につながった。

【評価　Ｂ　】

令和８年１月のシステム刷新に対応しつつ、年間を通じてサービススタンダードの達成率を 100％とし、また職務外給付の支払いに関しては昨年度から平均所要日数を短縮したこと、また、現金給付の審査について、必要に応じて審査医師に意見を求めること等により、正確かつ迅速に給付を行ったことを評価する。

引き続き、迅速かつ丁寧で分かりやすい対応に努め、加入者に満足いただけるサービスの提供を継続されたい。

（１）基盤的保険者機能関係

③適正な保険給付の確保

柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回受診の申請や、長期受診となっている申請について、文書による照会を行った。令和７年度は 478 件の照会を行い、令和８年３月末時点で 247 件の回答があった。また、昨年に引き続き、文書照会の対象者に対し、柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配布し、わかりやすい広報を行い、適正受診の促進に努めたことで、柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上かつ月 10 日以上の施術の申請割合は前年から 0.17％減少し、1.72％となった。

被扶養者資格の再確認については、マイナンバーを活用して事前に収入状況等を確認した上で対象者を絞り込み、合計 8,763 人を対象に実施した。その結果、1,024 人が被扶養者の資格を満たさないことが判明した。

【評価　Ｂ　】

柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回受診の申請や、長期受診となっている申請について、文書照会を行い、その対象者に対して、わかりやすい広報により適正受診の促進に努めたこと、また、被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により効率的に実施したことを評価する。

引き続き、着実な審査による現金給付等の適正化に努めるとともに、抑止効果として協会が行う不正対策への取組を広く周知することも検討されたい。

（１）基盤的保険者機能関係

④効果的なレセプト点検の推進

レセプト点検のうち、内容点検については外部委託により実施し、外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう、査定率に応じた委託費を支払う契約とした。また、協会と外部事業者との間で、査定の目標額を設定することで、計画的な点検を実施した。

令和７年度の加入者全体の内容点検査定額は約 1,530 万円（令和６年度は約 1,743 万円）となり、内容点検査定額から外部委託費用を差し引いた内容点検効果額は約 1,117 万円（令和６年度は約 1,123 万円）となった。また、KPI を定めた被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は、193.6 円（令和６年度は 194.4 円）となり、KPI（199 円以上）は未達成となった。

資格点検については、資格点検エラーで抽出したレセプトのチェックを 62,628 件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を 629 件行った。

【評価　Ｃ　】

内容点検を行う外部事業者と協議を行い、目標となる査定額を設定し計画的に点検を行うことに加え、目標未達となった月においては、ヒアリングを実施して点検方法を見直すなど査定額の向上に取り組んできたことを評価する。

一方で、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は前年度を下回り、KPI も未達成となったことから、引き続き効果的な点検方法等の検討を行い、今後の改善に活用されたい。また、協会内で手法や情報の連携を行うことについても検討されたい。

（１）基盤的保険者機能関係

⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

債権の早期回収にあたり、納付期限までの未納者に対して、通常サイクルの催告を確実に実施するとともに、色・大きさの異なる２種類の封筒を使用することで、納付書の見落としを減らす工夫を施した。

また、催告の結果、納付が困難な状況であることが判明した場合、保険者間調整の制度を積極的に活用し、着実な債権の回収を図った。

その結果、返納金債権回収率について、現年度分は 78.5%（令和６年度は 84.2%）となり KPI を達成した。

一方で、過年度分について、回収率は昨年度から大幅に改善したものの、高額債権が債権残高の多くを占めることで回収に時間を要することや一括での納付が難しいこと等により、債権回収率は 11.3%（令和５年度は 6.4%）にとどまり、KPI は未達成となった。

【困難度　高　】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権について、審査支払機関におけるレセプト振替サービスの拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれるため、債権回収率のKPIを達成することは、困難度が高い。

また、債権総額が大きくないことから、高額債権の回収の有無が回収率に大きく影響することや、船員の働き方の特性として、一定期間陸上を離れてしまうため、催告が迅速な納付につながりづらい背景があることから、KPIを達成することは困難度が高い。

【評価　Ｂ　】

着実な回収催告の実施や視覚的工夫による回収率向上のための取組により、現年度債権のKPIを達成したことを評価する。また、過年度債権についてもKPIは未達成であったが、分割納付の履行遅延や納付拒否が発生した場合に法的手続きを実施する等により回収率が昨年度から大幅に改善したことは評価する。

引き続き、現年度分及び過年度分の返納金債権回収に関して、効果的な催告方法、実施時期の検討や、他制度との連携の強化により確実な回収に努められたい。また、船員の働き方の特性も考慮した債権回収のための取組についても合わせて検討されたい。

（１）基盤的保険者機能関係

⑥ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進

令和７年12月２日に保険証の経過措置期間が終了したことに伴い、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対しては資格確認書を発行し、令和７年９月16日までに対象となる方全てに資格確認書（約２万８千枚）の発送を完了した他、マイナ保険証の登録方法等について四コマ漫画を交えて解説した「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」を作成し、令和７年10月に全船舶所有者及び全被保険者に送付した。

また、「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」に記載の内容やマイナンバーカードの電子証明書の有効期限等について、関係団体等にも協力をいただきながら、特設ページの作成、Ｗｅｂバナー広告、新聞広告、チラシ・リーフレットの作成などを行い、あらゆる機会を通じて周知広報を実施した。

こうした取組により、令和８年３月末時点のマイナ保険証の利用率は71.89（前年同月29.24%）であり、国全体の利用率68.42%を上回った。

電子申請システムや公金受取口座支払への対応については、令和８年１月より運用を開始した。

【重要度　高　】

従来の健康保険証の経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用

促進を進めつつ、加入者が安心して医療機関等へ受診できるよう資格確認書を発行すること、また、デジタル・ガバメント実行計画により 2025（令和７）年度末までに電子申請システムの導入が求められている中、確実にシステム構築と申請受付を実行しなければならないことから、重要度が高い。

【困難度　高　】

従来の健康保険証の経過措置期間が満了しても、加入者が適切な保険診療を支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせを着実かつ円滑に発行する必要があることに加え、マイナ保険証利用推進には、医療機関や薬局、国等が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行し、全ての加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備するため、マイナ保険証を保有していない加入者へ資格確認書を確実に送付したことを評価する

また、マイナ保険証のより一層の利用促進に向けては、コールセンター等での加入者対応の改善、Ｗｅｂ・新聞広告やリーフレット等を活用した周知広報など、あらゆる手段を活用した結果、マイナ保険証の利用率が対前年同月と比べて大幅に上昇し、また国全体の利用率を上回り、船員のマイナ保険証への理解を広く浸透させたことを大きく評価する。引き続き利用率の向上に向けて主体的に取り組まれたい。

なお、本項目において定量的な評価指標を設定することが可能なものについては積極的に目標値を設定することを検討されたい。

（１）基盤的保険者機能関係

⑦制度の利用促進

高額療養費の未申請者に対しては、あらかじめ必要事項を記載した支給申請書を送付するターンアラウンド方式により、1,894 件（令和６年度は 2,012 件）の申請勧奨を行った。それでも申請のない被保険者に対しては、追加で文書による提出勧奨を実施した結果、1,612 件（令和６年度は 1,643 件）の提出があり、提出率は 85.1％（令和６年度は 81.7％）となり、KPI（82.4％）を達成した。

休業手当金等の職務上の上乗せ給付等については、厚生労働省から毎月提供される労災保険給付の受給者情報を活用し、未申請者へ申請勧奨を行った。また、すべての種類の給付について未提出者に対する再勧奨を行うことや年度末に未提出者に対して個別で電話勧奨を行うことにより、職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は 85.7％（令和６年度は 87.0％）となり、KPI（85.3％以上）を

達成した。

そのほか、下船後の療養補償について、乗船中に発生した職務外の傷病を対象にした制度であるが、対象外の傷病に利用される方が一定数いるため、療養補償証明書の適正利用について、船員保険通信や関係団体の機関誌等を通じて周知し、適正利用の強化を図った。

【評価　Ｂ　】

高額療養費の申請勧奨に関しては、システム刷新を機に勧奨スケジュールの見直しを行うとともに、ターンアラウンド方式による申請勧奨や未提出者への再勧奨を徹底した結果、KPI を達成したことを評価する。

また、職務上の上乗せ給付等の申請勧奨に関しては、未提出者への再勧奨や個別の電話勧奨を実施することで、KPI を達成したことを評価する。

引き続き、加入者に対する再勧奨や制度の周知等を積極的に行い、船員保険制度をご理解いただいた上でご利用いただけるよう、より効果的な勧奨方法についても検討されたい。

（１）基盤的保険者機能関係

⑧福祉事業の効果的な実施

令和７年度においても引き続き、無線医療助言事業については独立行政法人地域医療機能推進機構に、洋上救急医療援護事業については公益社団法人日本水難救済会に委託を行い、委託機関との連携を適切に行うことで着実に事業を実施した。

無線医療助言事業については、新規適用となった船舶所有者に対して、無線医療を利用する際の注意事項をまとめたＤＶＤや無線医療助言通信ハンドブックの配布を行った他、認知度を向上するための周知広報を動画共有サービス等様々な媒体で行った。

保養事業については、前年度と比較した保養施設の利用宿泊数は増加となったが、オンライン補助申請サービスを提供していた事業者の撤退後、新たな旅行代理店の応募がなく、旅行代理店を活用した保養施設の利用宿泊数は減少となった。なお、加入者からの要望も踏まえ、現在宿泊補助申請と宿泊予約がインターネット上で完結できる事業者の調達について調査・検討を行っている。

【重要度　高　】

無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、洋上で働く被保険者の健康や生命の安全を守るために、重要な役割を果たしているため、重要度が高い。

【評価　Ｂ　】

無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な事業であることを踏まえ、外部委託機関との連携を図り事業を

着実に実施すると共に、認知度向上のための周知広報を行ったことを評価する。

保養事業については、積極的な広報により、保養施設の利用宿泊数が増加となったことを評価する。その一方で、オンライン補助申請サービスを提供していた事業者の撤退により、旅行代理店を活用した保養施設の利用宿泊数が減少となっているため、現在行っている調査・検討を着実に進める等の対策を検討されたい。

引き続き、利用者のニーズを捉えた福祉事業の実施及び委託先や加入者に対する積極的な広報に努められたい。

（１）基盤的保険者機能関係

⑨サービス向上のための取組

加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に活かすため、疾病任意継続被保険者として加入した方や傷病手当金の支給を受けた方等を対象とし、お客様満足度調査アンケートを実施した。アンケートははがき又はインターネットのいずれかから回答をいただき、令和７年度の回収率は 22.3%となった。

アンケートは毎月集計し、その結果に基づき船員保険部の役職員で構成するサービス向上委員会において、業務改善等について議論し、出た意見については船員保険部内全体へ周知し、情報を共有した。

船員保険部は、電話応対がお客様満足度に直結しやすい傾向にあるが、各職員が丁寧な対応を心掛けることで、加入者より好意的な意見を多く頂戴した。

加入者の利便性向上や負担軽減の観点で、紙の申請書を郵送する従来の方法に加えて、令和８年１月より電子申請サービスを開始した。

【評価　Ｂ　】

アンケートを活用し、加入者からのご意見をサービス向上委員会において円滑に伝達し、情報共有を行ったこと、加入者の利便性等を考慮して、令和８年１月より電子申請サービスを開始したことを評価する。

アンケートの回収率は低調な状況にあることから、引き続き、加入者から寄せられた意見等を踏まえ、サービスの改善に努めるとともに、アンケートの回収率向上に向けた取組についても検討されたい。

（２）戦略的保険者機能関係

①ｉ）特定健康診査等の推進

生活習慣病予防健診実施機関について、他の地域よりも健診機関が少ない地域を重点地域として選定して、支部の助力を得ながら積極的に契約機関の勧奨を進めた。その結果、重点地域である宮城県と熊本県の機関を含めた 12 機関

との新規契約を締結した。

より多くの被保険者に生活習慣病予防健診を受診していただけるよう、漁業協同組合等の協力のもと、乗船スケジュールを合わせて、巡回健診を 317 回（令和６年度は、327 回）実施した。また、当該健診が無料で受診可能であることや検査項目が充実していること等を伝え、受診勧奨を実施した。

そのほか、健診未受診の被保険者と被扶養者に対する受診勧奨について、通知物の様式を圧着三つ折りリーフレットに変更し、開封率の向上を図ることや、ナッジ理論等を活用した記載内容にすることで健診の受診率向上を図った

船員手帳健康証明については、船舶所有者に対して、2,780 件の文書勧奨を実施することや、国土交通省へ働きかけを行い、関係団体宛に事務連絡を発出していただき、1,780 件の再勧奨を実施した。

被扶養者に対しては、被扶養者が多く居住している自治体と連携しがん検診と特定健診の同時受診を促すことに加えて、協会支部と調整を行い、集団健診を実施した。

令和８年４月から開始する新たな健診体系への移行に向けて、保険料納入告知書同封チラシへの掲載や専門紙へのプレスリリースを行った他、ホームページやメールマガジン等様々な媒体で広報を行い、制度変更の円滑な移行に努めた。

このような取組により、生活習慣病予防健診の受診率は過去最高となる 49.0%（令和６年度は 48.4%）、被扶養者が受診する特定健診の受診率は 30.6%（令和６年度は 30.8%）となったが、KPI（生活習慣病予防健診は 52.0%以上、特定健診は 34.0%以上）は未達成となった。

また、船員手帳健康証明書データの取得率は 17.0%（令和６年度は 15.9%）となり、前年度の取得率を上回ったが、KPI（19.0%以上）の達成には至らなかった。

一方で、健診実施者数の対前年度増減率は-1.2%となり、令和７年度に新たに設定した KPI（対前年度増減率-2.3%以上）を達成した。

【重要度　高　】

被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うことが船員保険法に規定されている。また、特定健診は、高確法に基づき保険者に実施が義務づけられており、国の指針において特定健診実施率の目標値（70%）と示されていることから、重要度が高い。

【困難度　高　】

生活習慣病予防健診の指定機関が船員の自宅近くにない場合が多く、また、医療機関の数自体も少ない地域であるため、指定機関の拡大が難しいことから、KPI の達成は困難度が高い。

【評価　Ｂ　】

生活習慣病予防健診実施機関について、重点地域を選定して、支部の助力を得ながら積極的に契約機関の勧奨を進めて、新規契約を締結したこと、加入者のニーズを把握した上での巡回健診、関係機関との協働を図り船員手帳の健康証明書データの取得に努めたことを評価する。

また、被保険者の生活習慣病予防健診受診率は過去最高となったものの、KPIは未達成であるため、今後も健診受診の重要性を加入者及び船舶所有者にご理解いただくことで、実施率の向上に努められたい。

そして、健診機関が少ない地域においては、他保険者と連携し、協働で巡回健診を実施するなどにより効率的な方法を検討されたい。

また、船員手帳の健康証明書データの取得に関しては、インターネットによる提出勧奨についても再度検討されたい。

（２）戦略的保険者機能関係

①ⅱ）特定保健指導の実施率の向上

保健指導を受ける日程の調整が難しい船員の特殊性を踏まえ、健診当日に特定保健指導の初回面談が実施できるよう、健診当日の健診データを活用することや巡回健診実施時に保健師等が同行することにより、面談の分割実施を行い、実施率の向上に努めた。

また、特定保健指導の利用券を発送する際、過去の健診結果や案内リーフレットを同封して利用勧奨を行ったほか、オンラインによる特定保健指導への申し込みや面談が実施可能であることを積極的に案内し、ＩＣＴを活用した特定保健指導を346件実施した。

このような取組を行ったが、特定保健指導実施率について、被保険者は13.5%（令和６年度は14.5%）となり、KPI（被保険者は19.0%以上）未達成となった。また、被扶養者についても24.1%（令和６年度は26.9%）となり、KPI（被扶養者は26.0%）未達成となった。

また、加入者全体の特定保健指導実施者数は、6,726人（令和６年度は6,882人）であり、対前年増減率についても-9.6%となったことから、KPI（-2.3%）未達成となった。

【重要度　高　】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のＱＯＬの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高確法に基づき保険者に実施が義務づけられており、国の指針において特定保健指導実施率の目標値（30%）が示されていることから、重要度が高い。

【困難度　高　】

船員労働の環境の特殊性により、特定保健指導を受ける日程の調整が難しく、保健指導へつながりにくいことから、KPI の達成は困難度が高い。

【評価　Ｃ　】

初回面談の分割実施やオンラインによる特定保健指導の申し込みや面談といったＩＣＴを活用した取組、特定保健指導の利用券発送後にリーフレットなどにより利用勧奨を行うなど、実施率向上のための取組を積極的に行っていることを評価する。

一方で、特定保健指導実施率について、被保険者及び被扶養者ともに KPI 未達成となり、特定保険指導実施者数の対前年度増減率についても KPI 未達成であったため、引き続き、特定保健指導について、初回面談の分割実施の拡大やＩＣＴによるオンライン面談等を活用し、実施率の向上に取り組まれたい。

また、船員手帳健康証明書データの取得を進めるほど、特定保健指導につながりにくい対象者が増えるという課題があることから、船員手帳健診から生活習慣病予防健診への移行促進などの対策を検討されたい。

（２）戦略的保険者機能関係

①iii）加入者の健康意識向上に対する支援

健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は健康証明書データの提出があった方、12,228 人に対して、７つの健康リスクに応じたオーダーメイド型の情報提供通知を送付した。

オーダーメイド通知の効果検証を行った結果、通知発送後６ヶ月以内に医療機関への受診勧奨を行った 398 人のうち、57 人（14.3%）について医療機関の受診が確認できた。

また、「船員保険健康アプリ」の利用促進として、健診受診者への個別の登録勧奨案内等を行った結果、アプリ登録者数は、令和８年３月末時点で 3,189 名（前年同期比＋565 名）となった。登録者には、アプリを通して、加入者の健康づくりに資する情報や船員保険制度の解説、マイナ保険証利用方法等の配信も行った。

令和７年 10 月にはアプリのリニューアル版をリリースし、健診結果等項目ごとのアイコン表示の見直しや健康記事の検索機能の強化等を行った。

また、加入者の健康作りをサポートするため、24 時間 365 日心身の健康等についてご相談いただける「船員保険電話健康相談」を実施し、利用案内カードを資格確認書、資格情報のお知らせ等に同封したほか、メールマガジンでの広報や出前健康講座にて周知を行った結果、利用件数は、562 件（令和６年度は

473 件）となった。

【評価　Ｂ　】

加入者の健康意識向上に対する取組として、オーダーメイド通知による医療機関への受診勧奨を行ったこと、船員保険電話健康相談について、利用促進を図って利用件数を増やしたこと、「船員保険健康アプリ」の利用促進を行い、アプリ登録数を増やしたことを評価する。

医療機関への受診勧奨については、更なる受診率の向上に向けて、健康保険における受診勧奨の取組との違いについても評価・分析の検討をされたい。

今後は、取組の効果を把握するために定量的な目標設定を検討されたい。

（２）戦略的保険者機能関係

①iv）加入者の禁煙に対する支援

第２期に引き続き、第３期船員保険データヘルス計画においても、「喫煙対策」を重点事項として掲げ、スマートフォンのアプリを活用したオンライン禁煙プログラムを実施している。

オンライン禁煙プログラム利用者増加を図るため、令和７年度は広報チラシの作成や複数回の勧奨を行った。勧奨にあたっては、まず４月に全被保険者へ勧奨チラシを送付し、その後健診の問診票をもとに喫煙習慣がある加入者 8,332 名に禁煙勧奨通知を送付したほか、船員保険健康アプリのお知らせ機能を通じてプログラムの利用勧奨を行う等を実施した。

その結果、オンライン禁煙プログラム終了者は 102 人となり、KPI（70 人以上）を達成した。また、プログラム終了者の約６割である 61 人が禁煙に成功した。

【重要度　高　】

船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高い状況の中、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬ向上を図るため、禁煙に対する支援を行うことは重要である。

【評価　Ｂ　】

オンライン禁煙プログラムの利用者増加を図るため、広報チラシの作成や複数回の勧奨を行い、その結果 KPI を達成したことを評価する。

他の保険者と比較して喫煙率が高い傾向にある船員保険の加入者の健康ひいては将来的な医療費削減のため、プログラム参加者及び終了者を着実に増やすための訴求方法を引き続き検討するとともに、禁煙が継続されるよう支援に取り組まれたい。

（２）戦略的保険者機能関係

①ｖ）船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

船舶所有者が自社船員の健康状態に関心を寄せ、健康づくりへの取組の参考としてもらうため、船舶所有者単位の健康状態を可視化した「健康度カルテ」を 634 の船舶所有者へ、個人情報に配慮した「健康度カルテ（簡易版）」を 1,304 の小規模船舶所有者へ送付した。また、「健康度カルテ」から読み取れる健康課題と実践すべき行動を総合コメントとして記載することで、行動変容につながる工夫を施した。

船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、生活習慣病対策やメンタルヘルス対策をテーマとした講習を行う出前健康講座を本取組開始から最多となる 53 回（令和６年度は 39 回）実施した。

今後船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルス対策に関する特別講義を実施し、学生のヘルスリテラシーの向上に努めた。令和７年度は船員養成校の要望を踏まえて、自分の考えや気持ちを適切に伝えるコミュニケーションの考え方である「アサーション」を講義内容に加えた。

更に、生活習慣病リスク保有者の減少を図るため、エネルギーや脂質、塩分を控えた 16 レシピを全船舶所有者に送付した。また、船員の健康保持増進を目的とした船員のための健康情報冊子「ヘルスコンパス」を作成し、船舶所有者及び被保険者へ送付した。

【評価　Ｂ　】

昨年度に引き続き過去最多となる出前健康講座を実施したこと、「ヘルスコンパス」など船員の健康づくりに役立つ様々なツールを作成したこと等、船舶所有者等の健康意識向上のための取組を積極的に行っていることを評価する。

出前健康講座や船員養成校における特別講義については、参加者自らが積極的な健康づくりに取り組むきっかけとなるよう、引き続き継続的に実施されたい。特に、船員養成校における特別講義については、より広く普及する観点で、講義対象校の拡大や講義の映像化についても検討されたい。

（２）戦略的保険者機能関係

①vi）船舶所有者とのコラボヘルスの推進

船舶所有者が自社船員の健康作りの取組を行うに当たり、「船員の健康づくり宣言」へのエントリー推進のため、国土交通省や水産庁、船員災害防止協会と積極的に連携を図ることや船員保険部の職員による 48 の船舶所有者訪問、水産庁主催の漁船安全操業推進会議内での説明、リーフレットやメルマガ、電話勧奨等を通じて広く周知・広報を行った。

その結果、エントリー数は 330 社から、392 社と対前年度比増となり、KPI（60 社以上）を達成した。

エントリーした船舶所有者に対しては、「食事・栄養 WEB 相談室」を「船員の健康づくり宣言」のアクティブコース限定の支援メニューに追加して、オンラインで船内の食事や栄養について管理栄養士に相談できるようにした他、年２回「健康サポート BOOK」を送付し、優れた健康づくりの取組を好事例集としてとりまとめた記事等を掲載した。

また、「健康経営優良法人認定制度」について、認定取得に向けたフォローアップを積極的に行い、エントリーした３社が健康経営優良法人に認定された。

漁船の船舶所有者及び加入者の健康意識を高めることを目的に、船員保険部、水産庁、国土交通省の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を行い、水産経済新聞で特集していただいた。

【重要度　高　】

日本健康会議の宣言においても、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」という目標が打ち出されており、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから重要度が高い。

【困難度　高　】

船舶所有者が船員の健康管理及び健康づくりについて関心が薄い現状があることから、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは困難度が高い。

【評価　Ａ　】

国土交通省海事局や水産庁などの関係機関と連携を図り、「船員の健康づくり宣言」に関する周知広報を実施したことや、未エントリーの船舶所有者に対して船員保険部の職員による訪問や電話勧奨を行うなど積極的な勧奨を行った結果、着実にエントリー数を伸ばし、KPI を達成したことを評価する。

引き続き、船舶所有者に対し船員の健康づくりの重要性に関する様々な周知広報を行うことで「船員の健康づくり宣言」エントリー数を増やすとともに、船舶所有者との意見交換の場の充実や支援メニューの拡充などさらなる事業の拡充にも努められたい。

（２）戦略的保険者機能関係

②ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットでは、ジェネリック医薬品の利用状況や継続服用時の負担軽減額などについて具体的数字を用いてメリットを伝える広報を行った。

ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットの送付やホームページを活用した広報を実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図った。

このような取組により、ジェネリック医薬品の使用割合は金額ベースでは71.2%となり、KPI（71.5%以上）は達成できなかったが、数量ベースでは、91.9%となり、KPI(90.6%以上)を達成した。

バイオシミラーについて、医療費通知にバイオシミラーの概要を紹介したチラシを同封し、加入者への認知度向上を目的とした周知広報を行った。

船員保険加入者のバイオシミラー使用状況等を分析したところ、令和８年３月診療分のレセプト情報において、バイオシミラー置換率が 80%の成分数は全体の 47.4%（９成分/19 成分）であるということに加えて、多くの成分で数量が大変少数であることが明らかになった。

【重要度　高　】

国が示す新目標として、「医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを 2029 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」とする主目標並びに 2029 年度末までに「バイオシミラーが 80%以上を占める成分数が全体の成分数の 60%以上」とする副次目標及び「後発医薬品の金額シェアを 65%以上」とする副次目標が定められていることから、重要度が高い。

【困難度　高　】

すでに非常に高い水準であるジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）を対前年度以上とするためには一層の努力が必要となる。また、副次目標の金額ベースの目標達成に向けては、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や特有の事情を踏まえた使用促進策を検討する必要があり、医療関係者への働きかけには、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーについて、医薬品の供給不安などの協会だけでは対応できない影響も受けることから困難度が高い。

【評価　Ｂ　】

ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットやホームページを活用し、積極的に広報を実施したことで、ジェネリック医薬品使用割合について、金額ベースでは KPI 未達成であったが、数量ベースで KPI を達成したことを評価する。

引き続き、周知広報に努め、ジェネリック医薬品の使用促進を図り、船員保険財政の改善につなげていただきたい。

また、バイオシミラーについては、使用状況等に関する分析を行ったこと、医療費通知にバイオシミラーの概要を紹介したチラシを同封してバイオシミラーの認知度向上に向けた周知広報に取り組んだことを評価する。なお、バイオシミラーの使用状況は国の定める目標を達成できるよう、引き続き使用状況等に関する分析や周知広報に積極的に取り組まれたい。

（２）戦略的保険者機能関係

③情報提供・広報の充実

リーフレット「船員保険のご案内」を労働基準監督署、年金事務所及び各地方運輸局等の窓口に設置し、新たに船員保険に加入した方等に対する情報提供を行った。

また、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、チラシ「船員保険丸」を同封したほか、船員保険の運営状況や事業実施状況等を記載したパンフレット「船員保険通信」をすべての被保険者及び船舶所有者に送付するなど積極的な周知広報を行った。

ホームページについては、最新情報を速やかに加入者や船舶所有者へ周知するため、制度改正や災害対応の情報を随時掲載した。また、メールマガジンに関連情報のホームページの URL を掲載したほか、広報紙に二次元コードを表示するなど、ホームページに誘導する取組を行ったが、アクセス数は 937,099 件（令和６年度は 1,201,048 件）となり、KPI（1,201,048 件以上）未達成であった。

船員保険健康アプリについては、毎週月曜日に制度改正等の最新情報や健康づくり情報等を加入者に提供することで、KPI を達成した。

そのほか、船員の健康づくりを推進するための船舶所有者と船員保険部の架け橋としての役割を担う担当者を「船員健康づくりサポーター」として委嘱した。未登録の船舶所有者に対して登録勧奨を行うなどにより周知を行い、委嘱者数は令和８年３月末時点で 354 名（前年度比 70 名増）となり、KPI（285 名以上）を達成した。

【評価　Ｂ　】

加入者及び船舶所有者に対して、納入告知書への同封チラシや業界紙、ホームページなど様々な媒体を活用して周知広報を行い、効果的な情報提供を行ったことを評価する。

また、船員保険健康アプリについて、毎週月曜日に制度改正等の最新情報などを加入者に提供することで KPI を達成したこと、船員健康づくりサポーターについて、未登録者への登録勧奨を積極的に行い、KPI を達成したことを評価する。

なお、船員保険健康アプリの情報発信に関して、加入者からの意見を取り入れる仕組みを構築するなど、より加入者へ情報が届く工夫を行うとともに、それらを KPI に設定するよう検討されたい。また、ホームページのアクセス数に関する KPI が未達成であったことから、引き続き、掲載情報の充実に努めるとともに、アクセス数を増やすための取組を検討されたい。

また、情報提供及び広報の更なる充実を図る観点から、各種取組の効果をよ

り定量的に把握･評価できるよう､新たな指標の設定についても検討されたい。

（２）戦略的保険者機能関係

④調査・研究の推進

船員は、労働環境の特殊性により、陸上勤務者と比較して高ストレス者の割合が高くなっており、国土交通大臣が作成する船員災害防止実施計画においても船員のメンタルヘルスの確保が明記されている。

また､「船員保険（健康づくり等）に関する意識調査」でも船員が抱える健康課題として睡眠に関する事項が多くあげられている。

こうした背景を踏まえ、睡眠とメンタルヘルスや生活習慣病等との関連に着目した睡眠に関する基礎分析を行い、船員保険加入者の睡眠不足の状況把握を進めた。

分析の結果、船員保険加入者における睡眠不良率は陸上勤務者よりも低い傾向が分かったが、分析に使用したデータが本人の自覚による回答であり、実際の睡眠状況と差が生じている可能性を考慮し、令和８年度にレセプトと健診データを使用した詳細分析を外部委託により実施する準備を進めた。

【困難度　高　】

船員特有の健康課題を把握するには、統計・データ分析に関する知識に加えて、船員の特殊性に関する知識も必要になる。また、調査・研究を行うにあたり、加入者の健康づくりに寄与できる事業を効果的効率的に現行の船員保険事業へ落とし込むことを想定した上で分析を行うことは、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

船員労働の環境の特殊性を考慮して、睡眠とメンタルヘルスや生活習慣病等との関連に着目した睡眠に関する基礎分析を行ったことを評価する。

船員特有の健康課題について、今後更なる実態把握及び詳細な分析を行う際は、乗船時期や測定時期が睡眠における重要な要素になることを踏まえ、レセプトや健診データのみならず、モデルとなる船舶所有者に調査協力してもらうことも検討されたい。

また、健康保険事業においても睡眠とメンタルヘルスが加入者の健康を考える上で重要であるという認識が示されていることを踏まえ、積極的な連携を測られたい。さらに、健康保険事業の他の調査研究成果についても、活用できるものは船員保険事業へ反映させられるよう検討されたい。

上記の取組により、分析結果を加入者の健康づくりに寄与できるような事業に反映することで、加入者全体の健康保持増進に努められたい。

［組織・運営体制関係］

Ⅰ）人事・組織

①人事制度の適正な運用

人事評価結果を賞与や定期昇給、昇格に反映すること等により、実績や能力本意の人事を推進した。また、人事制度については、複線型の人事制度の導入による専門職登用や若手職員や女性職員などの多様な人材の管理職登用を進めた。

【評価　Ｂ　】

人事制度の見直しを進めるとともに、更なる保険者機能の強化・発揮に向けて、組織の活性化や職員の意識向上を図ったことを評価する。

今後も、目標に対する実績や発揮された能力を適正に評価したうえで人事へ反映させ、職員の能力及びモチベーションの向上に繋がる人事制度の運用に努められたい。

Ⅰ）人事・組織

②新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置

適材適所の人員配置や人材育成、組織の活性化や課題解決及び本部機能強化を図るため、本部や支部間における全国規模の人事異動及び本部・支部内の配置換えを行った。

また、各支部・本部の人員については、加入者数や新業務システムの導入の効果、今後の協会組織の在り方の検討等を踏まえ、生産性の向上及び戦略的保険者機能のより一層の強化を図るため、人事異動等の機会をとらえ戦略的に人員配置を行った。

【評価　Ｂ　】

人事異動等の機会をとらえ、組織目標の達成に向けて戦略的に人員配置を行ったこと、保険者機能の強化に向けた人材育成により組織の活性化等を図ったことを評価する。

今後とも、各支部の業務量の調査・分析を進めながら支部間格差にも配慮しつつ、組織としての業務遂行に各職員のそれぞれの能力が発揮できるよう、効果的な人員配置に努められたい。

Ⅰ）人事・組織

③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

保険者機能をより発揮するため、ＯＪＴを中心とした人材育成とそれを補完する集合研修・自己啓発を効果的に組み合わせ、職員一人ひとりの成長意欲が高められるよう組織風土の醸成を進め、計画的な人材育成に取り組んだ。

また、新たに、専門職研修及び中堅主任研修を実施したほか、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修を着実に実施したことに加えて、業務上必要となる専門的な知識やスキルを習得するための業務別研修を実施した他、協会全体の統計分析能力の向上を図るため、ブロック別分析体制の構築を行った。

その他、新たに開始した電子申請に対応するための業務研修や、広報活動に必要な知識習得を目的とした広報勉強会、各支部の課題等に対応した支部独自研修の開催など、多様な研修機会の確保により人材育成を図った。

【評価　B　】

組織目標の達成や新たな業務環境の変化へ対応するため、多様な研修機会の確保を図り、職員の能力向上に努めたことを評価する。

引き続き、業務実施や組織運営などのそれぞれの目的達成に向けて、個々の職員の持つ能力が十分に発揮されるよう必要な研修等を実施し、保険者機能の更なる強化に向けて積極的に人材育成に努められたい。

Ⅰ）人事・組織

④働き方改革の推進

全職員の健診受診を徹底するとともに、勤務時間内の禁煙やストレッチの習慣化といった職員の健康増進に向けた基盤整備に取り組んだ。

また、一般事業主行動計画に基づき、若手職員と育児経験のある女性管理職との座談会の開催や勤務状況の可視化による休暇取得推進など仕事と生活の両立支援体制の整備に着実に取り組みを進めた。

その他、地元から離れた地域に配属される職員の心理的・経済的負担を軽減し早期離職を防止する観点から、採用後 3 年未満の職員を対象とした帰省交通費の支給制度を創設した。

【評価　B　】

勤務時間内の禁煙やストレッチの習慣化等、職場全体で職員の健康増進に向けた基盤整備に取り組み、これら一連の取組が評価され、日本健康会議による健康経営優良法人の認定を受けた他、一般事業主行動計画に基づき仕事と生活の両立支援体制の整備を着実に進めたこと、採用職員の心理面にも配慮した手当制度を創設したことを評価する。

引き続き、ワークライフバランスを確保しつつ、すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境の整備に努められたい。

Ⅰ）人事・組織

⑤風通しのよい組織づくり

課題や重点施策等を本部・支部間で共有するため、戦略的保険者機能の中核を担う本部・支部職員間で意見交換を行った。また、協会発足以来初めての試みとして、協会の将来のあるべき姿を中長期的な視点に立って全職員参加型による議論を実施し、取組方針や計画の検討を行った。

さらに、職員間の相互理解を深めるために社内報を創刊した他、全国転勤に不安を抱える職員への支援として、各職場の雰囲気やおすすめの居住エリアなどを紹介する「支部コンシェルジュ」を作成し、情報提供を行った。

【評価　Ｂ　】

本部・支部間や各支部間の連携を強化するために、研修や会議での意見交換・情報共有を積極的に行ったこと、組織の将来に関して全職員参加型で議論を行ったこと、社内報等により組織内の情報発信に取り組んだことを評価する。

引き続き、風通しの良い職場環境の整備に向け、職員の意見を取り入れながら本部・支部間の連携強化に努められたい。

Ⅰ）人事・組織

⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上

支部業績評価制度については、支部業績評価検討委員会において支部の取組を可能な限り適正に評価し、他支部との比較を通じて支部間競争を促すことで、協会全体の業績向上に努めた。

また、前年度における評価結果を踏まえ、支部の取組をより適正に評価できるよう、評価方法の見直しを行った。

【評価　Ｂ　】

支部業績評価検討委員会において、支部の取組を公正に評価したことや、更に適正な評価が行えるよう、評価方法の見直しを行ったことを評価する。

地域特性などによる支部間格差も踏まえ、より適正に支部を評価できる仕組みを検討し、必要に応じて見直しを行い、当該評価制度が職員の士気向上や支部業績の向上に資するよう、引き続き適正な運用に努められたい。

Ⅱ）内部統制等

①内部統制の強化

事務処理誤り等のリスクについて、重要な事案の発生原因や再発防止にかかるｅラーニングを着実に行うとともに、業務手順の明確化等のため、各業務マニュアルを改正した他、全支部でリスクの洗い出し、分析・評価を行い、予防措置対策に取り組んだ。

また、カスタマーハラスメント対策として、カスタマーハラスメント対策基本方針を公表するとともに、啓発ポスターの作成や全職員を対象に基本知識に

関する研修を行った。

内部統制に関する理解促進のため「内部統制ＮＥＷＳ」を発行した他、自主点検の実効性向上を目的に、豊富な業務経験や知見を有する職員がエリアアドバイザーとして支部の業務改善等を支援するモニタリング体制の整備を令和８年度からの実施に向けて行った。

【評価　Ｂ　】

業務マニュアルの改正により、事務処理誤り等の再発リスクを低減させる取組を実施した他、全支部でリスクの洗い出し等を行うことで、組織全体としてリスクの発生を事前に抑制する仕組みの整備に努めたことを評価する。

引き続き、事務処理誤り等の再発防止にかかるマニュアルの整備やリスク発生を事前に抑制する仕組みの整備や点検などのリスク管理を行い、内部統制の強化に努められたい。

Ⅱ）内部統制等

②個人情報の保護の徹底

全職員を対象に個人情報保護に関する基礎知識及び協会で実際に発生した情報漏えい事案等を題材としたｅラーニング研修及び階層別・職種別研修を実施した。

また、本部・支部においてリスク管理委員会を開催し、個人情報漏えい事案等の共有や自主点検の結果を踏まえた現状把握と問題点の是正等を行った。

【評価　Ｂ　】

全職員を対象としたｅラーニング研修を実施するとともに、階層別研修においても題材として取り上げるなど、個人情報保護の徹底に努めたことを評価する。

今後も、職員及び委託先等を含めた個人情報保護に対する意識を高める取組を行い、保有する個人情報の漏えい等を防止できるよう必要な対策を徹底されたい。

Ⅱ）内部統制等

③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

全職員を対象としたコンプライアンス及びハラスメント防止に関するｅラーニング研修を実施することにより、職員一人ひとりの法令遵守意識の向上を図った。

また、職場風土の現状や課題を把握するため職場環境アンケートを実施し、本部・各支部のリスク管理委員会において、アンケート結果を踏まえたコンプライアンス推進活動計画を策定し、実態に即した推進活動に取り組んだ。

その他、外部相談窓口「コンプラほっとライン」に寄せられた、職場での人間関係の悩みやハラスメントのほか幅広い内容の相談等に対し、それぞれ適切に対応を行った。

【評価　Ｂ　】

職員研修等を通じて、コンプライアンスやハラスメント対策に積極的に取り組み、職員個々の意識向上が図られていることや、外部相談窓口に寄せられた相談に着実に対応したことを評価する。

引き続きコンプライアンスに関する取組やハラスメントの防止対策を推進し、全職員のコンプライアンス意識の向上及び働きやすい職場環境の確保に努められたい。

Ⅱ）内部統制等

④災害等の対応

新たな安否確認システムを導入し、本部及び支部において各機能を使用した訓練を実施した他、衛星電話を使用した各拠点間の連絡体制の確認を目的とした訓練を実施した。

また、全職員を対象に災害対応に係るｅラーニング研修を実施した他、階層別研修においても災害等発生時の対応について講義を行った。

【評価　Ｂ　】

災害等発生時の安否確認に係る訓練や衛星電話の訓練を定期的に実施したことに加えて、初動対応にかかるｅラーニング研修の実施など、災害へ備える取組を行ったことを評価する。

近年、災害が頻発していることを踏まえ、適宜、各種マニュアル等の見直しや訓練及び研修を実施し、大規模自然災害等に備える体制整備に努められたい。

Ⅱ）内部統制等

⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備

情報セキュリティにおける技術的対策としてＳＯＣチームによる 24 時間 365 日体制での監視や、業務用システムと外部接続環境の物理的分離、複数のセキュリティ対策製品の導入を実施した。人的対策としては、「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、全職員を対象に情報セキュリティ研修・自己点検等の取組を実施した。また、情報セキュリティインシデント発生時の被害の最小化を目指し、厚生労働省とインシデント対応訓練を実施し、対応能力の向上を図った。

【評価　Ｂ　】

技術的対策に加え情報セキュリティ研修・自己点検、インシデント対応訓練

による人的対策を行い、情報セキュリティ体制の維持に努めたことを評価する。
今後もセキュリティ脅威の変化を常に監視し、情報セキュリティインシデントが発生しないよう必要な対策を講じられたい。

Ⅱ）内部統制等

⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等

一者応札案件の削減に向けて、要因を探るため支部に対してヒアリング及びアンケートを実施し、効果的であった取組を各支部に対して周知を行った。
その結果、一般競争入札に占める一者応札案件の割合は、14.1％となり、KPI（15％以下）を達成することができた。
その他、調達に関して、100 万円を超えるものは一般競争入札を原則とし、随意契約は、契約の性質上競争が困難な場合に限定し、調達審査委員会で審査した上で調達するよう努めた。

【評価　Ｂ　】

アンケート調査及びヒアリング等を踏まえ、一者応札案件の削減に効果があると思われる取組を、各支部へ周知するなどの取組により、KPI を達成したことを評価する。
また、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、一般競争入札を原則とし、随意契約は限定的に行っていることも評価する。
引き続き、調達先における適切な労働条件にも配慮し、契約の透明性を確保しつつ、一般競争入札による調達コストの削減を図り、適正な調達を進められたい。

Ⅲ）システム整備

①協会システムの安定運用

協会の基盤業務である保険給付の支払いやマイナ保険証の資格情報の管理業務が停止することのないよう、安定かつ継続的なシステム稼働を達成した。
また、日々の運行監視と並行して、各種サーバやＯＳなどのバージョンアップ対応を行い、システム運用の品質を落とすことなく実施した他、令和８年１月にはシステム基盤の中期更改を行い、ソフトウェアやＯＳを最新化することでシステムの可用性の維持とセキュリティ強化を図った。

【評価　Ｂ　】

加入者や事業主に影響を及ぼすシステム障害を発生させず、協会システムの安定運用に努めたこと、また各種サーバ等のバージョンアップやシステム基盤の中期更改など支障なく実施したことを評価する。
引き続き、基盤的業務を支えるべく安定したシステム運用を行われたい。

Ⅲ）システム整備

②制度改正等に係る適切なシステム対応

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和６年６月閣議決定）等に基づく電子申請システムの対応として、設計・開発・テストを進め、令和８年１月に法定帳票を含む 30 帳票を対象としてサービスの運用を開始した。当該システムでは、各種申請では添付書類も含め全てをオンラインで完結させることができ、加入者等の大幅な利便性向上を図ることができた。また、リリース後のサービス停止や障害を発生させることなく安定したサービスの提供を行った。

【重要度　高　】

国のデジタル・ガバメント実行計画に基づく電子申請システムの対応は令和８年３月までに全ての法定帳票を電子化することとされている中、協会における電子申請システムは令和７年度末までの実施を予定しており、加入者及び事業主へのサービス向上に資するものであることから、重要度が高い。

【困難度　高　】

協会における電子申請システムでは、すべての法定帳票を含む 30 帳票への対応、パソコンやスマートフォン等のマルチデバイスへの対応、マイナポータルとの連携機能の実現への対応等が必要であり、そのシステム改修は大規模であることに加え、並行してマイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する対応やその他の制度改正対応等を行っているため、限られた期限内に開発を完了する必要があることから、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

マイナ保険証への移行やその他制度改正に伴うさまざまなシステム改修と並行して、電子申請システムを新たに開発し、加入者等の大幅な利便性向上を図ったことを評価する。また、システムリリース後もサービス停止や障害の発生もなくサービス提供を行ったことも評価する。

今後も関係機関との緊密な調整を行うとともに、制度改正にともなうシステム改修等へ迅速かつ確実な対応に努められたい。

Ⅲ）システム整備

③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上

令和５年１月にサービスインした業務システムの更なる機能向上のため、関係各部と連携し要点を整理し、現金給付システムにおいてチェック処理の追加、抽出条件の見直しを実施するとともに、レセプト点検システムの点検効率向上等の対応を行い、業務効率化や事務処理誤り防止を図った。

その他、令和８年度より新設される人間ドック健診等、更なる保健事業の一

層の推進に向けたシステム対応を行った他、健診機関が利用する情報提供サービスの利用拡充等に向けたデジタル化の推進を図った。

【評価　Ｂ　】

関係部署と連携し要点の整理をしたうえで、システム改修や機能の追加を行い、業務効率化や処理誤り防止に努めたことを評価する。

引き続き、業務効率化の効果が最大限得られるよう、現状のシステムの課題等を整理し、システムの機能向上に努められたい。

Ⅲ）システム整備

④中長期を見据えたシステム対応の実現

加入者 4,000 万人と直接つながる、協会けんぽ初のスマートフォン用アプリケーション「けんぽアプリ」を開発し、第一段階として「バージョン０」を令和８年１月にリリースした。

また、令和５年１月に導入した各種機器がリース期間満了を迎えるため、製品群のバージョンアップ等の設定・構築・テストを進め、令和８年１月に大規模なシステム基盤中期更改対応を実施した他、並行して船員保険システムの全面刷新も行い、当初計画通り令和８年１月にサービスインした。

さらに、保健事業の業務のあり方検討等を踏まえ、次期保健事業システムの要件定義に着手した。

【重要度　高　】

協会のＤＸ推進は、協会内の業務効率化にとどまらず、加入者・事業主の利便性及びサービスの向上に繋がるものであり、特にスマートフォン用アプリケーションの開発は、加入者と協会を直接繋ぐ初の情報提供サービスとして、これまで以上により直接的なアプローチができることを期待している。また、協会の業務はシステムが基盤となっており、次期保健事業システム及び次期協会システムの開発や基盤中期更改を予定している。これらの開発等をスケジュールを遵守しつつ着実に進捗させることは、協会業務の基礎となるものであり、重要度が高い。

【困難度　高　】

スマートフォン用アプリケーションは、加入者と協会を直接繋ぐ初の情報提供サービスであり、協会として新たな手法を用いる開発であることから確実に実施する必要がある。次期保健事業システム及び次期協会システムの開発においては、高いセキュリティレベルを維持しつつ、先進的なデジタル技術等の導入の検討や検証を行う必要がある。また、基盤中期更改は多数の関係事業者によって開発を行う大規模案件であり、全ての事業者について進捗遅れや手戻り等が発生しないように調整・連携しながら、確実な進捗管理を行う必要がある。

これらの対応を並行して実施していく必要があることから、困難度が高い。

【評価　Ａ　】

確実な業務遂行に必要なシステムの構築に加え、中長期的な視点に立ち、利便性やサービス向上を目指して、協会と加入者等との繋がりを構築するよう積極的に取組んでいることを評価する。

また、複数のプロジェクトが並走する中、適切な進捗管理と品質管理により、各サービスを当初の計画どおり実施したことを評価する。

今後も、長期間の対応が必要なシステム更改に向け、必要な検討を進められたい。